

沿岸広域振興局長告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成23年5月17日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1（1） 路線名 455号
  - （2） 供用開始の区間
    - ア 下閉伊郡岩泉町二升石字貝内野26番地先から27番3地先まで
    - イ 下閉伊郡岩泉町二升石字西野65番13地先内
  - （3） 供用開始の期日 平成23年5月17日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
    - イ 期間 平成23年5月17日から同年6月17日まで
- 2（1） 路線名 340号
  - （2） 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町浅内字早渡32番9地先から9番3地先まで
  - （3） 供用開始の期日 平成23年5月17日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
    - イ 期間 平成23年5月17日から同年6月17日まで